

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条第 1 項の規定により、港湾隣接地域を次のとおり指定する。

平成 19 年 10 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

地域名	地 域
大船渡港港湾隣接地域 野々田地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 範囲 基点 1 から基点 4 までの各点を順次に直線で結んだ線並びに基点 1 と基点 4 を直線で結んだ線及び水際線により囲まれた陸域 2 陸域の地番 大船渡市大船渡町字笹崎 25 番 3 並びに野々田 123 番、124 番 5 及び 125 番 2 3 基点の表示（角度の表示は、真北とする。） 基準点 岩手県大船渡市大船渡町字欠の下向 129 番地 1 の国土地理院四等三角点「大船渡港」（北緯 39 度 03 分 54 秒 3876 東経 141 度 43 分 29 秒 8773） 基点 0 基準点から 191 度 00 分 00 秒の方向 1,120 メートルの地点 基点 1 基点 0 から 346 度 00 分 00 秒の方向 17 メートルの地点 基点 2 基点 1 から 75 度 00 分 00 秒の方向 11.5 メートルの地点 基点 3 基点 2 から 14 度 00 分 00 秒の方向 61 メートルの地点 基点 4 基点 3 から 269 度 00 分 00 秒の方向 27 メートルの地点